

平成 30 年度事業計画（案）

1 協議会としての事業**(1) 避難計画に関する取組**

富士山火山広域避難計画に関する以下の取組を実施する。

- ・「富士山ハザードマップの改定」及び「富士山噴火警戒レベル 2 の運用に関する事項」に係る検討 [作業部会]
- ・広域避難計画の運用に関する検討
- ・登山者及び観光客の避難に関する具体的な計画の検討

(2) 観光客・登山者等の噴火に対する安全対策に関する取組

富士山における観光客・登山者の突発的な噴火に対する安全対策に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて、関係機関が連携して事業を実施する。

- ・富士山噴火時避難ルートマップの利用状況の把握、課題の整理・抽出
- ・防災対応に関する申合せに基づく具体的な対応及び実施体制の検討

(3) 火山防災に関する訓練に関する取組

- ・各構成機関が実施する訓練（後掲）の把握及び情報共有（国・県・市町村・関係機関による合同訓練は実施しない。）

(4) 火山防災に関する普及啓発に関する取組

- ・富士山噴火時避難ルートマップの周知啓発

(5) 避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組

- ・避難促進施設の指定及び避難確保計画の進捗状況の把握

(6) 会議の開催

- ・富士山火山防災対策協議会（基本は年 1 回、必要に応じて追加開催）
- ・各県コア合同幹事会（随時）
- ・各県コアグループ会議（随時）

2 各協議会構成機関における事業**(1) 避難計画に関する取組**

- ・火山灰処分に関する検討 [神奈川県]

(2) 観光客・登山者等の噴火に対する安全対策に関する取組

- ・登山者等を迅速かつ円滑に避難させるための輸送体制等の調査・検討 [静岡県]
- ・山小屋への救助用バックボード等安全装備品の配備 [富士吉田市]
- ・山小屋への防災ラジオ及び簡易無線機の貸与 [小山町]

(3) 火山防災に関する訓練

各協議会構成機関が課題を設定し、独自にまたは連携して訓練を実施する。

【山梨県関係】

- ・ 県、市町村による合同図上訓練 [山梨県・山梨県側全市町村]
- ・ 富士スバルライン自主防災協議会との合同実動訓練 (6 月予定)
[山梨県、警察、消防、富士吉田市]
- ・ 山小屋と協力した情報伝達訓練 [山梨県、富士吉田市]
- ・ 住民等避難に関する図上訓練 [西桂町]

【静岡県関係】

- ・ 地域防災訓練等の機会に併せた住民等の実動避難訓練 [静岡県、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町]
- ・ 住民等避難に関する図上訓練 [静岡県、御殿場市]
- ・ 山小屋と協力した情報伝達訓練 (7 月予定) [静岡県、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町]

【神奈川県関係】

- ・ 富士山噴火を想定した避難訓練 (平成 31 年 2 月予定)

(4) 火山防災に関する普及啓発に関する取組

噴火に対する安全対策や広域避難計画等の火山防災対策、富士山火山に関する基礎知識などの普及・啓発を図るため、住民や観光客・登山者に対して研修会や講演会等を実施するとともに、様々な媒体により情報提供を実施する。

【共通】

- ・ 防災啓発イベントやパンフレット、市町村広報誌等による富士山火山に関する周知啓発 [山梨県、静岡県、全市町村]
- ・ 「コンパスアプリ」による登山届提出の普及啓発 [静岡県、山梨県]
- ・ 研修会、出前講座、講演会 [山梨県、静岡県、神奈川県、富士吉田市、西桂町、身延町、忍野村、山中湖村、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町]

【山梨県関係】

- ・ スマートフォンアプリ「全国避難所ガイド」の周知 [山梨県]
- ・ 防災知識等の普及啓発施設における周知 [山梨県]

【静岡県関係】

- ・ 火山防災マップの作成、配布 [三島市]

(5) 避難促進施設 (避難確保計画の作成) に関する取組

活動火山対策特別措置法第 6 条第 1 項第 5 号、第 8 条に基づき、市町村地域防災計画に位置付ける避難促進施設の指定について、進捗を図る。

- ・ 避難確保計画作成に向けた施設所有者や管理者への説明や調整 [全市町村]
- ・ 避難促進施設の指定に向けた市町村の支援 [内閣府防災、山梨県]
- ・ 避難確保計画に基づき施設管理者等が行う避難訓練の実施に向けた市町村への支援 [静岡県]